

# 国立大学法人山口大学団体集金事務会会則

## (名称)

第1条 本会は、国立大学法人山口大学団体集金事務会と称する。

## (所在地)

第2条 本会の事務所は、山口市吉田 1677-1 国立大学法人山口大学総務企画部人事課内に置く。

## (目的及び事業)

第3条 本会は、国立大学法人山口大学に所属する教職員に対し団体保険の加入の取りまとめを行うとともに、教職員から保険料を徴収し、本人に代わって各保険会社への振込を行うほか、必要な福利厚生事業を行う。

## (会員)

第4条 本会の会員は、国立大学法人山口大学に所属する教職員とする。

## (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 常務理事
- (3) 理事
- (4) 監事

2 会長は国立大学法人山口大学総務部長を、常務理事は人事課長を、理事は人事副課長及び人事課福利共済係長を、監事は総務課副課長をもってあてるものとする。

## (任務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 常務理事は、会長を補佐し、日常の業務に従事する。
- 3 理事は、会の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 監事は、会計を監査する。

## (手当)

第7条 役員の手当は、支給しない。

## (運営)

第8条 本会の基本的運営方針並びに当該年度の事業計画及び収支予算は、常務理事及び理事の意見を聴いて、会長が決定する。

第9条 監事は、毎年5月31日までに、前年度の会計監査を行い、会長にその結果を報告する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(職員)

第11条 本会の事務を処理するため、職員をおくことができる。

2 職員は、会長が委嘱する。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、常務理事及び理事の意見を聴いて、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成元年4月1日から施行する。

2 山口大学団体集金事務会発足のとき、山口大学山口地区生命保険等事務取扱団体が保有している生命保険料等取扱い手数料は、山口大学団体集金事務会に引き継ぐものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成30年6月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 国立大学法人山口大学団体集金事務会運営事務取扱要領は廃止する。

附 則

この会則は、平成31年3月1日から施行する。